

平成14年12月 検定試験

〔No.47〕 「道路運送車両法」及び「道路運送車両法施行規則」に照らし、分解整備記録簿に記載をしなくとも良い整備又は改造として、**適切なものは次のうちどれか。**

- (1) タイロッド・エンドを取り外して行う自動車の整備又は改造
- (2) プロペラ・シャフトを取り外して行う自動車の整備又は改造
- (3) ディスク・ブレーキのキャリパを取り外して行う自動車の整備又は改造
- (4) フロント・サスペンションのストラットを取り外して行う自動車の整備又は改造